

# 行政委員会としての特定個人情報保護委員会 —その法的位置付けと展望—

寺田麻佑<sup>†1</sup>・板倉陽一郎<sup>‡2</sup>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、行政委員会として特定個人情報保護委員会が2014年に設置され、現在、内閣府外局の第三者機関として機能している。本論文においては、行政委員会に関する歴史的経緯も含め、我が国における第三者機関の法的位置づけとともに、特定個人情報保護委員会が今後、個人情報保護委員会として機能していくことも含めて、その法的位置づけと今後の展望を検討し、検証する。

## The Specific Personal Information Protection Commission as an Administrative Commission -Its Legal Stand and Future View-

MAYU TERADA<sup>†1</sup> YOICHIRO ITAKURA<sup>‡2</sup>

In 2014, the Specific Personal Information Protection Commission was established as an administrative commission based on an Act of the Use of the Number to Distinguish a Specific Individual in an Administrative Procedure. It is functioning as a third-party which is placed as an extra-ministerial department of the Cabinet Office. In this paper, the legal stand and future view of the Specific Personal Information Protection Commission are examined and considered as well as the historical discussion regarding administrative commissions. In the near future, the Specific Personal Information Protection Commission will be legally transformed to the Personal Information Protection Commission. In this paper, the proposed amendment of the law which established the Specific Personal Information Protection Commission and the legal stand of the commission's organizational structure in Japanese administrative law are also introduced and analyzed.

### 1. 行政委員会としての特定個人情報保護委員会

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下、「番号法」という）に基づき、行政委員会として特定個人情報保護委員会が2014（平成26）年に設置された。かかる委員会は、日本の法制度上、どのように位置づけられるのだろうか。その組織法上の役割はどのようなものなのだろうか。そもそも、行政委員会としての特定個人情報保護委員会とは、どのように説明されるべきなのだろうか。本論文においては、我が国における行政委員会に関する歴史的経緯も含め、第三者機関の法的位置づけとともに、特定個人情報保護委員会が今後、個人情報保護委員会として機能していくことも含めて、その法的位置づけと今後の展望を検討し、検証するものとする。

#### 1.1 行政委員会の歴史的経緯

行政委員会については、「合議体であって、行政機関の地位を有し、独自に国家意思を外部に表示するものである」との定義がなされることがある[1]。また、行政委員会は、準立法的機能並びに準司法的機能をその特徴として有する場合がある[2]。以上を合わせて、一般に行政委員会の特徴をあげるとすると、以下のようにまとめることができる[3]。

- (1) 職権行使について独立した存在であること
- (2) 内閣又は各大臣、地方公共団体の長等の所轄の下にあっても、その職権行使については指揮監督を受けないこと
- (3) 委員に身分保障があること[4]
- (4) 行政的機能のほかに、準司法的機能および準立法的機能を有すること。

行政委員会制度は、我が国において、戦後憲法の下において掲げられた民主化のための制度改革の一環として、行政機構の民主的改革に資するとして多く導入された。もともと、19世紀末から20世紀にかけて、米国の連邦、州、市の自治体等において発展した独立規制委員会（Independent Regulatory Commissions）を基本としたものであり、米国においては、政治的中立性と迅速な争訟判断が期待された制度であった[5]。

しかし、行政委員会制度は、行政機関としての独立性に関する問題とは別に常に行政運営の合理化の諸問題の一つとしても論じられ、改廃の歴史を経た。たとえば、1948（昭和23）年の臨時行政機構改革審議会の報告（勧告）においては、「諮問的・調査的及び審議的な権限のみでなく、一定の行政上の権限を行使する……いわゆる行政委員会…は、その独立性が強くなり、且つ、その所掌事務が政策的になる場合には責任内閣制の原則に反する虞れ、機動性、迅速性を欠く虞れ、委員の人選に当を得ない場合には、事実上、事務局の専制となる虞れがある」等と指摘されていた[6]。

その後さらに 1951 (昭和 26) 年 8 月に出された政令諮問委員会の答申においては、「行政委員会制度は、行政機構民主化の一環として重要な意味をもったことは否定しないが、もともと、アメリカにおけると異り、わが国の社会経済の実際が必ずしもこれを要求するものではなく、組織としては、徒らに厩大化し、能動的に行政目的を追求する事務については責任の明確化を欠き、能率的な事務処理の目的を達し難いから、原則としてこれを廃止すること。但し公正中立的な立場において慎重な判断を必要とする受動的な事務を主とするものについては、これを整理簡素化して存置するものとする。」と詳細に言及がなされ、結局、同答申に基づき、多数存在した行政委員会は第 13 回国会 (1952 (昭和 27 年)) において廃止され、または改組されることとなった[7]。

### 1.2 行政機関の構造と独立第三者機関

日本の行政機関は、内閣の下に内閣府、及び各省ならびにその外局 (外局とは、内部部局 (内局)) に対応する概念であり、内閣府の長としての内閣総理大臣または各省大臣の統括の下にありながら、内部部局とは異なって一定の独立性を有する組織をいう[8]) として、必要に応じて置かれる委員会及び庁があり、そのそれぞれに、内部部局 (官房、局等) が存在している、という構造をもつ。そして、それらに加え、必要に応じて、附属機関の審議会等が設置される形がとられている。講学上、独立行政委員会とされる機関は、「独立第三者機関」として以下のように様々な形で行政機関の構造の中に配置されている。

「独立第三者機関」とされる機関には、その根拠法、設置の在り方を含めて様々な形態が存在する。具体的には、内閣府外局としての公正取引委員会、国家公安委員会、総務省外局としての公害等調整委員会、法務省外局としての公安審査委員会、国土交通省の外局としての運輸安全委員会、厚生労働省の外局としての中央労働委員会、環境省の外局としての原子力規制委員会等がある (下記表を参照)。また、その根拠には、国家行政組織法 3 条と 8 条がある (内閣府では内閣府設置法 49 条及び 37 条が対応)。

#### 独立第三者機関の例

名称	位置づけ	設置根拠
会計検査院	内閣に対して独立の地位	憲法第 90 条 会計検査院法
人事院	内閣の所管	国家公務員法第 3 条
公正取引委員会	内閣府の外局	内閣府設置法第 49 条 独占禁止法
国家公安委員会	内閣府の外局	内閣府設置法第

		49 条 警察法
公害等調整委員会	総務省の外局	国家行政組織法第 3 条 2 項 公害等調整委員会設置法
公安審査委員会	法務省の外局	国家行政組織法第 3 条 2 項 公安審査委員会設置法
中央労働委員会	厚生労働省の外局	国家行政組織法第 3 条 2 項 労働組合法
運輸安全委員会	国土交通省の外局	国家行政組織法第 3 条 2 項 運輸安全委員会設置法
原子力規制委員会	環境省の外局	国家行政組織法第 3 条 2 項 原子力規制委員会設置法
特定個人情報保護委員会	内閣府の外局	内閣府設置法第 49 条 番号法
消費者委員会	内閣府の審議会	内閣府設置法第 37 条 消費者庁及び消費者委員会設置法

### 1.3 設置根拠による違い—三条委員会と八条委員会—

特定個人情報保護委員会は、番号法に基づき、内閣府外局の第三者機関として機能する合議制の行政委員会であり、内閣府設置法第 49 条 (国家行政組織法 3 条に相当) に基づく機関である。

左記表にあるように、いわゆる独立第三者機関には、国家行政組織法 3 条に基づく委員会と国家行政組織法 8 条に基づく委員会が存在している。このうち、国家行政組織法 3 条に基づく委員会は、それ自体として国家意思を決定し、外部に表示することを行う行政機関であり、準司法的権限や準立法的権限ということもできる権限、すなわち、紛争にかかる裁定やあっせん、民間の団体に対する規制等を行う権限等を付与される機関である (内閣府設置法に基づいて設置された委員会も同様の権限を有する)。他方、国家行政組織法 8 条に基づいて設置される委員会は、「調査審議、不服審査、その他学識経験を有する者等の合議により処理

することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関」(国家行政組織法 8 条)であり、政府の諮問に応じて答申をするいわゆる審議会である。なお、行政委員会について、厳密に「府又は省の外局として置かれる合議体の行政機関であって、自ら国家意思を決定し外部に表示するもの」と定義するのであれば、かかる 8 条委員会(審議会)は、行政委員会ではないこととなる[9]。なお、左表の会計検査院と人事院については、上記定義によると行政委員会ということができるが、実務一般には、行政委員会と異なる独立行政機関としての取り扱いがなされている[10]。

#### 1.4 行政委員会制度の合憲性

行政委員会制度は、その独立性のゆえに、憲法の定める権力分立原則と矛盾するとの指摘を常に受けてきた[11]。

すなわち、憲法 65 条は、「行政権は、内閣に属する。」と規定しており、同 72 条が、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」と規定し、また同 73 条が、「内閣は、他の一般行政事務のほか、左の事務を行ふ。一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」と規定していることからすれば、内閣が国会に責任を負い、行政各部の全体を指揮監督する地位にあり、原則として、すべての行政機関は、憲法上の例外を除いて内閣の下に置かれなければならない。しかし、独立行政委員会がその性質として内閣の指揮監督から独立しており、指揮監督の及ばない機関であるということから、このような行政機関が権力分立原則や民主的責任行政の観点から認められるかどうか問題となる。

この点については様々な見解があるが[12]、権力分立原則の憲法上の根拠法とされる憲法 65 条、41 条、76 条 1 項の文言をみても、行政に政治的中立性が求められるとしても、国会による統制が最終的に及ぶのであれば合憲であるし、内閣がすべての行政について直接的な指揮監督権をもつことを要求するものではないことや、準司法的作用等はそもそも国会によるコントロールには馴染まないものである等として、独立行政委員会は例外的存在ではあるものの、合憲として認められるとの考え方が一般的となっている[13]。

そして、独立行政委員会設置の例外が認められるか否かについては、憲法 73 条 1 号に定められる、法律の誠実な執行に関して内閣が失敗していると考えられる場合、もしくは構造的に問題があると考えられるような場合に独立行政委員会の設置が認められるとする有力な見解もあるが、一般的には、設置に関する制度的合理性があるかによって判断されるべきと説明されている[14]。

#### 1.5 スクラップ・アンドビルドの原則と特定個人情報保

#### 護委員会

我が国においては、行政組織の新設にあたっては、既存の組織の再編と合理化により、組織が膨張しないようにするスクラップ・アンド・ビルドの原則が適用されている[15]。そのなかで、特定個人情報保護委員会は、内閣府設置法 49 条に根拠を有する、独立性の高い行政委員会として、他の組織をスクラップすることなく設置された。この点は非常に珍しいことであり、独立した第三者機関を設置することが重要であるということが強く政府に認識されて、その必要性が認められていたということが言える[16]。1.4 にみた、独立行政委員会の合憲性に関する議論からすれば、例外的に認められる独立行政委員会のなかでもその制度的な必要性の高いものであると考えられているものと言うことができよう。

## 2. 特定個人情報保護委員会の設置と役割

### 2.1 特定個人情報保護委員会設立の経緯

2013(平成 25)年 3 月に国会に提出され、同 5 月 24 日に成立した番号法は、その第六章において、特定個人情報保護委員会という第三者機関を内閣府の外局の委員会として設置することとした。

明らかに、特定個人情報保護委員会の設置に関する検討の推進は、EU における個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令(以下「EU データ保護指令」という)[17]25 条 1 項並びに 28 条 1 項が、以下のような規定を置いており、第三者機関の設置を含めた適切な水準の保護措置が求められていることに対応したものである。もっとも、特定個人情報保護委員会は執行対象が特定個人情報に限られているため、これのみで適切な水準の保護措置として認められることはない。

#### Article 25

1. The Member States shall provide that the transfer to a third country of personal data which are undergoing processing or are intended for processing after transfer may take place only if, without prejudice to compliance with the national provisions adopted pursuant to the other provisions of this Directive, the third country in question ensures an adequate level of protection.

[邦訳[18]「加盟国は、処理されている又は移転後に処理が予定されている個人データの第三国への移転は、本指令の他の規定に従って立法された国内法の規定の順守を損なわず、かつ、当該第三国が適切な水準の保護措置を確保している場合に限って行うことができることを定めなければならない」]

Article 28

Supervisory authority

1. Each Member State shall provide that one or more public authorities are responsible for monitoring the application within its territory of the provisions adopted by the Member States pursuant to this Directive.

[邦訳[19]

監督機関

「各加盟国は、一又は二以上の公的機関が、本指令に従って加盟国が制定した規定の範囲内で、その適用を監視する責任を負うことを定めなければならない。この機関は、委ねられた職権を行使する上で、完全に独立して行動しなければならない」]

## 2.2 特定個人情報保護委員会の任務・役割

特定個人情報保護委員会の任務は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずること（番号法 37 条）である。

また、特定個人情報保護委員会に期待される役割は、その組織理念に掲げられる通り、マイナンバー法制の推進にあたり、その適切な取扱いを監視・監督する点にあり、具体的には以下のようなことであると、その組織理念が発表されている。

特定個人情報保護委員会の組織理念[20]  
～マイナンバーの適正な取扱いのために～

平成 26 年 6 月 5 日  
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護委員会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な活動を行うことです。私たちは、これを十分認識し職務を遂行すべく、ここに組織理念を掲げます。

### 1 国民の信頼を得るための特定個人情報保護評価

マイナンバーを利用する行政機関等が、総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）を推進します。これにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保を目指します。

2 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督

行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適正に行うよう監視・監督活動を行います。マイナンバーの有用性に配慮しつつ、指導・助言、検査を行うなど適切な執行を目指します。

### 3 多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信

施策や規則の策定に当たっては、各方面の意見を聴きながら、多様な観点から検討を行います。また、分かりやすい情報を広くタイムリーに提供し、特定個人情報保護についての広報・啓発に取り組みます。

### 4 国際的な動向を視野に入れた取組

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際協力関係の構築を視野に海外の個人情報保護機関との情報共有に努めます。また、諸外国の制度・執行に関する調査・研究に取り組みます。

### 5 高い専門性を維持するための多様な人材の活用と育成

職務の遂行に当たって、職員の多様な専門性や知見を活用するとともに、法制度・執行・国際連携等各分野の専門性を高めるための人材の育成に取り組みます。

## 2.3 特定個人情報保護委員会の組織・事務局

特定個人情報保護委員会は、委員長及び委員 6 人によって組織され、委員のうちの 3 人は非常勤とするとされている（番号法 40 条 1 項、同 2 項）。また、40 条 3 項に「委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と規定されており、国会の同意が必要な人事となっている。

委員長および委員の任期は 5 年（番号法 41 条 1 項本文）であり、再任可能とされている（番号法 41 条 2 項）。また、委員長および委員の職権行使に係る独立性の保障のために、以下の場合のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないと定められている（番号法 42 条）（なお、平成 27 年中は 5 名であり、平成 28 年 1 月から 7 名で構成される予定である）。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

また、番号法は、特定個人情報保護委員会の事務を処理させるために、同委員会に独自の事務局を置くこととした

(番号法 46 条 1 項)。

### 3. 特定個人情報保護委員会から個人情報保護委員会への改組

番号法附則 6 条 2 項においては、番号法の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を同委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた。これに従い、個人情報保護法の改正を含む、パーソナルデータの利活用に関する制度改正の中では、特定個人情報保護委員会の、個人情報保護委員会への改組が議論された。

#### 3.1 改組検討内容の変化

2014 (平成 26) 年 6 月に、パーソナルデータに関する検討会は、「制度改正大綱」を発表した。「大綱」の「基本的な考え方」における第三者機関に関する記載を抜粋すると、以下の通りである。

第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保

- ・法定事項や民間における自主的な取組について実効性ある執行を行うため、国際的な整合性も確保しつつ、第三者機関の体制を整備。
- ・第三者機関については、特定個人情報保護委員会を改組し、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置。
- ・第三者機関は、現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルール認定等及びパーソナルデータの越境移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施。
- ・事業者が法令違反に当たる行為をした場合等の手段として、現行の開示等の求めについて、請求権に関する規律を定める。

その後、制度改正大綱に対する意見等の募集を経て、2014 (平成 26) 年 12 月に発表された個人情報保護法改正骨子案における、第三者機関に関する議論の概要は、以下の通りであった。

個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備

- (1) 個人情報保護委員会の主な権限
- (7) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督等の事務をつかさどる内閣府の外局たる機関として、個人

情報保護委員会を設置する(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の監督機関である特定個人情報保護委員会を改組)。

(4) 個人情報保護委員会には現行の主務大臣の有する報告徴収、命令、認定個人情報保護団体の認定等の権限に加えて、立入検査の権限等を付与する。

(5) 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対する報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣等に委任することができることとする。

(2) 個人情報保護指針の作成への関与

認定個人情報保護団体が、個人情報保護指針を作成する場合には、消費者の意見を代表する者等の意見を聴くよう努め、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととするとともに、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針の変更等を命じることができることとする。また、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針を公表しなければならないこととする。

結局、以上の制度改正大綱からさらに変更が加えられた個人情報保護法改正の骨子案においては、個人情報保護法に関係する紛争処理の在り方や、番号法関係の法律違反団体等に対する罰則の可能性等は言及されていないものの、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会とすること、ならびに個人情報保護に関する指針の策定・公表等ははっきりと法案に明記されることとなった。

#### 3.2 改正法案の内容と改正後の施行状況

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。)改正を含む「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」は現在、第 189 回国会(常会)に提出されている(閣法・議案番号 34、以下「改正法案」という。)改正法案の内容は国会審議での修正がある可能性も残されているが、改正法案が成立・公布された場合の施行状況並びに特定個人情報保護委員会の組織改変に関連する改正案の構造は、以下の通りである[21]。

##### 1 改正法案の構造

###### (1)改正法案の条文

改正法案は本則 7 条、附則 37 条からなる。個人情報保護法の改正が定められているのは第 1 条から第 3 条までである。

###### (2)改正法案 1 条

番号法における個人番号及び特定個人情報の監督機

関である「特定個人情報保護委員会」の名称を「個人情報保護委員会」とし、これに関する定めを番号法から個人情報保護法に移行させるものである。これに対応する番号法側の改正は改正法案4条に定められている。この段階では、個人情報保護委員会の権限は限られており、基本方針の策定及び推進、個人情報に関する広報啓発程度である。具体的には、現在、消費者庁（消費者制度課個人情報保護推進室）が行っている業務が移管されるに留まり、具体的な監督権限が移管されるのは改正法案2条によってである。

### (3)改正法案2条

改正法案2条が、平成27年個人情報保護法改正の中核部分であり、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報、匿名加工情報といった概念の導入、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針についての整備、第三者提供にかかるトレーサビリティ義務、個人情報データベース等提供罪の導入、個人情報の取扱いのグローバル化に対応した各種規定の整備、オプトアウトによる第三者提供の厳格化、利用目的変更規定の整備、個人情報取扱事業者にかかるいわゆる5000件要件の撤廃、開示の求めの請求権性導入、消去義務などが含まれる。

そして、個人情報取扱事業者に新たな義務が課され、個人情報保護委員会に具体的な監督権限が付与されるのは、改正法案2条によってということになり、改正法案2条が施行されると同時に、原則として個人情報保護法の監督権限は今までの主務大臣から、個人情報保護委員会に一元化される。

## 2 平成27年個人情報保護法改正のスケジュール

### (1) 施行日

改正スケジュールは附則1条で定められている。改正法案1条の施行日は平成28年1月1日であり（附則1条2号）、改正法案2条の施行日は「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」である（附則1条柱書）。「公布の日」は通常、国会で成立してから間を置かない日である[22]。

### (2) 経過措置

改正法案のうち、個人情報保護法に関連する主たる経過措置は、

- ・オプトアウトによる第三者提供に係る義務を予め履行できること（本人への通知及び個人情報保護委員会への届出）（附則2条）
- ・外国にある第三者への提供の同意に相当する同意がある場合はこれを当該同意とみなすこと（附則3条）
- ・現行個人情報保護法における主務大臣の処分等が個人

情報保護委員会の処分等とみなされること（附則4条）である。

### 3 改正後の状況

平成28年1月1日

個人情報保護委員会の設置（監督権限なし）

規則制定日以降

オプトアウトによる第三者提供に係る本人通知及び個人情報保護委員会への届出が可能になる時点

平成29年6月頃まで

改正法による義務の発生、個人情報保護委員会の監督開始

## 4. 個人情報保護委員会の今後について

特定個人情報保護委員会が、個人情報保護委員会として監督権限等を行行使するようになる際に、実際にどの程度の利害調整が可能な機関となるのかについては、そもそも、どのような役割を期待するのか、委員の任命の在り方の変化の可能性や、事務局体制の充実の可能性も含め、様々な検討が必要となる。たとえば、現段階では検討がなされておらず、争訟はすべて裁判所において処理する方向で検討が進められているが、独立性の高い行政委員会としての個人情報保護委員会としては、不服申立て等を処理する機関を委員会内部に設置することなども含めて検討の余地があるのではないかと考えられる。もっとも、法案がどのように成立するのかということと併せ、予算と定員が予想される業務に合わせて確保されることが、先ず必要であり、監督業務等の開始に従い、組織構成・組織の任務については、今後対処すべき事態に合わせて柔軟に検証を進めるべきであると考えられる。

## 参考文献

- [1]駒村圭吾「内閣の行政権と行政委員会」大石眞＝石川健治編『憲法の争点』(有斐閣, 2008年) 228頁.
- [2]関道雄「行政委員会の制度」公務員 4巻 12号(1949年) 42頁. 行政委員会について, 国家行政組織法の観点から, 「行政委員会は, 府又は省の外局として置かれる合議体の行政機関であって, 自ら国家意思を決定し外部に表示するものを指す」と定義されることもある. 塩野宏「行政委員会制度について - 日本における定着度 -」日本学士院紀要 59巻 1号(2004年) 2頁.
- [3]参照, 日本法律家協会編『準司法的行政機関の研究』(有斐閣, 1975年), 37頁.
- [4]行政委員会の独立性を確保するために, 委員の身分保障が必要とされ, 委員の資格要件や任免方法, 任期等について, 通常の家公務員とは異なる取り扱いがなされている.
- [5]日本で多くの行政委員会が設置された 1948年頃の米国における行政委員会としては, 合衆国人事委員会, 州際通商委員会, 連邦準備制度管理委員会, 連邦取引委員会, 証券及び取引委員会, 原子力委員会, 連邦通信委員会等が存在していた. 和田英夫『行政委員会と行政争訟制度』(弘文堂, 1985年), 7頁.
- [6]同上, 14頁.
- [7]前掲注[1], 駒村「内閣の行政権と行政委員会」228頁. また, 同上, 15頁. 改廃等の経緯については, 塩野宏『行政法概念の諸相』(有斐閣, 2011年) 452頁の図を参照.
- [8]宇賀克也『行政法概説Ⅲ』[第3版](有斐閣, 2012年) 172頁以下.
- [9]定義につき, 前掲注[2]塩野「行政委員会について—日本における定着度—」2頁.
- [10]同上, 2頁.
- [11]前掲注[1] 駒村「内閣の行政権と行政委員会」229頁, 前掲注[4]『行政委員会と行政争訟制度』4頁以下, 高見勝利「人事院の合憲性」『芦部憲法学を読む』(有斐閣, 2004年) 201頁以下等.
- [12]独立行政委員会が違憲であるとする意見として, 青木一男『公正取引委員会違憲論その他の法律論集』(第一法規, 1976年) 37頁以下.
- [13]宍戸常寿「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」ジュリスト 1464号(2014年3月) 19-20頁.
- [14]前掲注[1] 駒村「内閣の行政権と行政委員会」229頁以下, 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ[第5版]』(有斐閣, 2012年) 203頁, 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法[第5版]』(岩波書店, 2011年) 314頁. また, 制度自体の合理性について, 相当の政治的合理性が一定の場合に認められる場合も考えられるとするものとして, 長谷部恭男『憲法[第5版]』(新世社, 2011年) 366頁以下.
- [15]『公務員 制度改革大綱』2001(平成13)年12月25日内閣官房行政改革推進事務局公務員制度等改革推進室(平成13年12月1日閣議決定)  
<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koumuin/taikou/>  
(2015年4月22日閲覧). また, 『組織・定員管理に関する基準』2001(平成13)年11月22日総務省行政管理局  
<http://www.kokko-net.org/kokkororen/011122b.pdf>  
(2015年4月22日閲覧).
- [16]宇賀克也教授は, 「わが国の行政組織に係る合理的再編成(スクラップ・アンド・ビルド)原則の下で, スクラップなしに行政委員会が新設されたこと自体, 稀有なことであり, 共通番号制度の導入に伴う個人情報保護対策として, 独立した第三者機関を設ける必要性が政府により強く認識されたことを示している。」と指摘している. 宇賀克也「特定個人情報保護委員会について」情報公開・個人情報保護 49号(2013年) 69頁. また, 宍戸常寿教授も, 「官民双方にまたがる強力な権限が認められた特定個人情報保護委員会がスクラップ・ビルドによらずに新設されたことは, その設置の必要性が政府に強く意識されていたことを窺わせる。」と指摘する. 前掲注 [13] 宍戸「パーソナルデータに関する「独立第三者機関について」」21頁.
- [17] See, Official Journal L 281, 23/11/1995 P. 0031 – 0050, Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.
- [18] 邦訳は, 前掲注[16]宇賀「特定個人情報保護委員会について」67頁に依る.
- [19] 邦訳につき, 同上同頁参照.
- [20]<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/soshikirinen.pdf>  
(2015年4月22日閲覧).
- [21] <http://www.hikari-law.com/J/column/0062.php>  
(2015年4月22日閲覧)
- [22] 現行個人情報保護法成立時は, 平成15年5月23日に成立し, 同30日に公布, 番号法成立時は, 平成23年5月24日に成立し, 同31日に公布されている.